

平成二十四年度

第三十二回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成二十四年十一月九日(金)
於 都庁第二本庁舎三十一階
特別会議室二十四

次第

- 一 開 会
- 二 諮問事項の審議
・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)
- 三 閉 会

出席者

学識経験者

(社) 日本港湾協会副会長

明治大学農学部教授

港湾・海上公園関係者

(社) 東京港運協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

東京港湾労働組合連合会副執行委員長

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

関東運輸局長

東京海上保安部長

東京都職員

港湾経営部長

海上公園課長

監理担当課長

企画担当課長

川嶋康宏

倉本宣

鶴岡元秀

田中稔(欠席)

田邊典夫

都澤秀征

森北佳昭(代理)

内波謙一(代理)

恩田隆

笹川文夫

渡貫正彦

卷嶋國雄

田代純子

開 会 (午後二時四十五分)

○田代企画担当課長 ただいまから第三十二回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様には、審議会に引き続き大変お疲れのところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

議事に入りますまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長の田代が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着席して進めさせていただきます。

初めに、定足数についてご報告申し上げます。

本日は九名の委員のうち、八名の委員がご出席されております。よりまして、東京都港湾審議会条例に定められております定足数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただきます。

次に、本日のお手元に配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、「東京都港湾審議会港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、「諮問書(写)」でございます。

資料一といたしまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二といたしまして、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三といたしまして、「負担割合一覧表」でございます。

資料四といたしまして、「平成二十三年度・平成二十四年度事

業費等比較表」でございます。

そのほか、冊子でお配りしております「東京都環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」及び座席表でございます。

以上ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

部会長の互選

○田代企画担当課長 続きまして、部会長の選任に移らせていただきます。

部会長は、東京都港湾審議会条例第八条の第二項によりまして、委員の皆様の互選により選任していただくことになってございます。

それでは、部会長の選任につきまして、どなたかご推薦のご発言をお願いいたします。

鶴岡委員、お願いいたします。

○鶴岡委員 ご提案させていただきます。

部会長の推薦については、もう長年この豊富な経験をお持ちであり、高い見識を持つていらつしやる川嶋委員にまことにお忙しい中恐縮でございますが、部会長をやっていたきたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鶴岡委員 ありがとうございます。

○田代企画担当課長 ありがとうございます。

異議なしとのことでございますので、川嶋委員に部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、川嶋委員には恐れ入りますが、部会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

(部会長席に移動)

○川嶋部会長 川嶋でございます。鶴岡先生から身に余るご推挙を賜りまして、大変恐縮でございます。浅学菲才ですけれども、精いっぱい務めさせていただきますので、何分どうぞよろしくお願いをいたします。

諮問事項の審議

港湾環境整備負担金に係る

負担対象工事の指定 (案)

○田代企画担当課長 本日の審議事項でございますが、お手元の配付資料の諮問書の写しに記載がございました「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」についてでございます。本件審議につきましては、昭和五十五年の東京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなっております。

それでは、これからの議事進行につきましては、川嶋部会長、どうぞよろしく願います。

○川嶋部会長 それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○笹川港湾経営部長 港湾経営部長の笹川でございます。

港湾環境整備負担金制度につきましては、既に皆様ご案内のことと存じますが、改めまして制度の概要につきまして簡単に説明させていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものがございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきまして説明を申し上げます。大変恐縮でございますが、着席の上、説明させていただきます。

本日ご審議いただきます平成二十四年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は三千五百万円、また、負担対象事業者は七十四社でございます。

それでは、資料に基づきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます資料一「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」をご覧ください。いただきたいと存じます。

お手数ですが、三枚目の負担対象工事の指定の表をお開きいただきたく存じます。

表の最上段にございます①「工事の種類」から⑧「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、項目ごとに順次説明を申し上げます。

①から⑧の各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示すべき事項でございます。

まず、①の欄の「工事の種類」でございます。

一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二は、「港湾環境整備施設の維持の工事」で、三は「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございませう。

②の欄は「工事の名称」でございませう。

一の建設又は改良の工事は、城南島海浜公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九工事の維持工事でございます。

三は、東京港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄は、それぞれの「工事の実施された場所」を示しております。

④の欄は、日付が記載されておりますが、「工事の完了した日」でございませう。

⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成二十三年度の費用でございませう。

⑥の欄は、「負担区域」を示してございませう。

一の建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございませう。三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方々でございませう。

⑦の欄でございませうが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございませう。

その内容につきましては、資料二に記載しておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

⑧の欄は、「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございまして、この面積が負担金額

算出の基礎となるものでございませう。

以上、諮問案につきまして概略をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、資料二で補足させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、資料二の二ページをお開き願います。こちらになります。

負担金の負担区域を図示したものでございませう。負担区域は、東京港湾区域及び臨港地区でございませう。図の右下の表の上段にお示ししてございませうように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございまして、面積は五千九百九十四・八ヘクタールでございませう。

赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございまして、面積は一千三十三・三ヘクタールでございませう。

また、中段の表には、先ほどご説明を申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれ施工箇所を図示してございませう。

青色で標示しております①から⑩の十公園は、港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事の対象としております。公園の名称及び面積は下段の表にちよつと小さいんですけれども記載してございませうので、ごらんいただきたいと存じます。

また、水面清掃工事の施行箇所は、太い黒線で囲われた港湾区域内でございませう。

続きまして、二ページをお開きいただきたいと存じます。

二ページは「平成二十四年度港湾環境整備負担金の概要」でございませう。

この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございませう。上段の表につきまして、ご説明を申し上げます。

建設改良工事につきましては、A欄の事業費、二千八百九十一万九千円に對しまして、記載の計算式によりまして、F欄の負担

額が百二万余円となります。

同様に、維持工事につきましては、事業費が八千八百一万余円に對しまして、負担額が千五百四十九万余円、水面清掃工事につきましては、事業費二億六千三百五十五万余円に對しまして、負担額が一千八百四十九万余円となります。合計額は、事業費三億八千五十八万余円に對しまして、負担額は三千五百万余円でございます。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございます。

また、D欄に分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎が記載してございます。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。

次に、六ページをご覧いただきたいと存じます。

建設・改良工事の概要でございます。

内容といたしましては、城南島海浜公園を対象といたしました電気設備省エネ化工事等及び人工海浜の現況調査及び測量でございます。

次に、七ページをご覧いただきたいと存じます。

維持工事の対象となっております十箇所公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。

維持管理面積につきまして、昨年度からの増減はなく、合計で三十一万二千百十平方メートルとなっております。春海橋公園につきましては、敷地が江東区及び中央区にまたがっております。江東区側のみが臨港地区に含まれますので、負担金の対象地区である江東区側のみの面積を記載してございます。

次に、恐縮でございますが、資料三をご覧いただきたいと存じます。

負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に應じて種別化し、設定させていただいております。

次に、資料四をご覧いただきたいと思っております。

この表は、ご参考までに平成二十三年度と平成二十四年度の負担金の対象となる工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十四年度、中段が平成二十三年度、下段が増減を記載してございます。それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが負担対象額となります。そのうち事業者の方々に負担いただく額といたしましては、昨年度と比べまして約二百一万円減の三千五百万余円となっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○川嶋部会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。諮問事項の中身について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をいただきたいと思っております。

昨年の記憶を覚えていらっしゃる方もあるかもしれませんが、昨年は一言もご発言がなく了承をいただいたんですけれども、今年はずいぶん意見を賜りたいと思っております。よろしく願います。

何でもご質問いただきたいと思います。

○田邊委員 では、すみません。

○川嶋部会長 はい、どうぞ。

○田邊委員 先ほどからちよつとしゃべり過ぎでそのまま一点、それぞれが減額になっていきますけれども、減額になった理由というのはどういうところにあるんでしょうか。特に水面清掃工事も減額になっていきますけれども、ここらあたり、何か理由があるんでしょうか。

○巻嶋監理担当課長 水面清掃工事の規模が増えているのにもかかわらず負担額が減っているという点でございませけれども、これは、もともとの水域占用の面積が拡大しております、その関係で一平方メートル当たりの金額が減っているものですか、負担額が減っているということになります。

水域占用の面積が拡大しているといいますが、事業者の方の水域占用ではなくて、自治体であるとか国であるとか、そういう公共団体のものが多くなりますと、その分、事業者の方の分が減っていくということになりますので、負担金額が減っているものでございます。

○田邊委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○川嶋部会長 ありがとうございます。ほかにございませせんか。今、事業者で平米当たり幾らぐらいになりますか。

○巻嶋監理担当課長 負担金の額でございませせんか。平米当たりで言いますと、およそ七円になります。

○川嶋部会長 横浜のことを申し上げてもしよがないので、横浜が五円ぐらいですね。四点幾らというふうに聞いていますから、大体それぐらいのところじゃないかと思えます。

よろしゅうございませせんか。

ご発言もないようでございますので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては、原案どおりとする旨、決議したいと存じますが、ご異議ございませせんか。

(「異議なし」の声あり)

○川嶋部会長 ありがとうございます。

異議なしとのことでございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

部会長の私の方から答申書を笹川港湾経営部長のほうにお渡しいたしますが、ちょっと準備の都合でお時間を賜りたいと思えます。

(答申書に署名)
(答申書 手交)

○川嶋部会長 なお、東京都の港湾審議会条例の第八条第四項に基つきまして、本日の審議経過は、次回に開催されます東京都港湾審議会において、私のほうから報告させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、事務局のほうからご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしく。

○笹川港湾経営部長 本日は、皆様方には大変お忙しい中、本負担金部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、ご審議賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今諮問案につきましては、原案を適当とする旨の答申を頂戴いたしました。

東京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港湾環境負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全にお一層努めて参りますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○川嶋部会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、予定をいたしました部会の審議は終了させていただきます。

ご協力どうもありがとうございました。

閉 会 (午後三時五分)

— 了 —